

第6章

～計画の推進体制～

1 | それぞれの役割について

本事業計画の諸施策を目標に向かって着実に推進していくためには、家庭をはじめとして地域、学校等、企業、行政が一体となってそれぞれの役割を担い社会全体で、次代を担う子どもやその家庭を支援していくことが不可欠です。

（１）家庭の役割

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要である。PTA活動や保護者会活動を始め、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要である。

（２）地域の役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

（３）学校等の役割

教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待される。また、施設が地域に開かれ、地域と共にあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要である。

（４）企業の役割

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められる。

（５）行政の役割

市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。また、国及び都道府県は、市町村の取組を重層的に支える。

資料：内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋

2 計画の周知に向けて

本事業計画の推進にあたり、庁内の関係課が連携を図り、進捗状況を管理するとともに、全市的に取り組む事業であることを明確にします。市民に対して、広報誌への連載及び市ホームページによる周知を図ります。

3 計画の実施状況の点検・評価

本事業計画に基づく施策を推進するため、宇佐市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。本事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、個別事業の進捗状況及び本事業計画全体の成果についても点検・評価します。

また、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

